

中小企業信用保険法第2条第4項第5号(ロ) の規定による認定申請について

1 申請方法

① 認定申請書に記入

申請先市町村 — 法人は、商業登記簿謄本上の本社所在地
個人は、実際に事業を営んでいる事業所の所在地

↓

② 認定申請書に添付書類を添えて市役所商工労政課へ提出

↓ 審査（2日程度）

③ 認定書の受け取り

2 提出書類

① 認定申請書（2枚）

② 認定申請書の添付書類

③ 委任状（金融機関の担当者等が代理申請する場合）

④ 決算書（1期分）※決算から6か月以上経過している場合は試算表も添付

⑤ 所得税の確定申告書の写し（個人の場合）

⑥ 商業登記簿謄本の写し（法人の場合）※3か月以内に発行されたもの

⑦ 許可証の写し（許認可が必要な業種の場合）

⑧ 月別売上額が確認できる資料（月別試算表・帳簿の写しなど）

3 注意事項

- ・ 経済産業大臣が指定する業種名を記入すること。（指定業種以外の業種が記入している場合は、認定ができません。）
- ・ 最近3か月間の売上額には、申込み月の前月の売上額を含むこと。（ただし、やむを得ず前月の売上額が計上できない場合は、前々月の売上額を含むこと。）

4 問い合わせ先

認定申請について 大府市役所商工労政課 Tel 0562-45-6227

セーフティネット保証について 中小企業庁金融課 Tel 03-3501-1511

信用保証の申込みについて 愛知県信用保証協会 Tel 052-454-0542

※セーフティネット保証制度の概要と適用事例は、中小企業庁のホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>に掲載されています。